



原子力規制：安全よりも事業者優先でよいのか  
原発「テロ対策」施設の猶予延長を問う院内集会 & 政府交渉  
2026年5月12日（火） 13：30～16：00

# 原子力規制の形骸化が進む中で 柏崎刈羽原発で何が起きているのか？

---

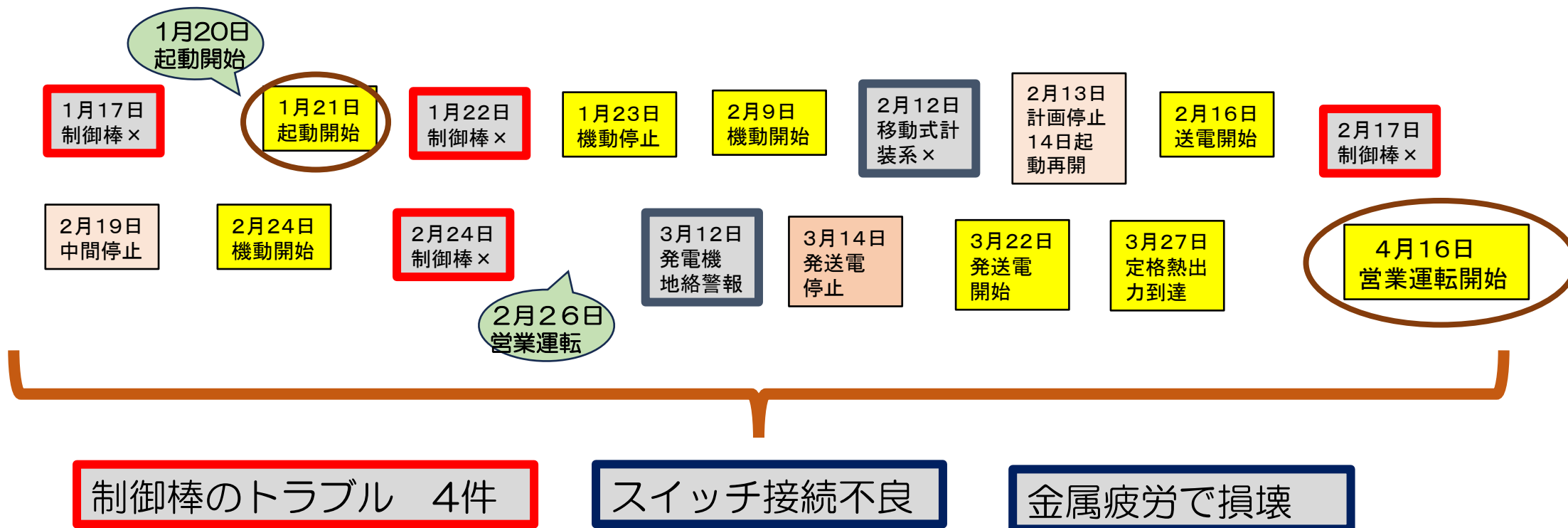
規制庁・規制委員会を監視する新潟の会 桑原三恵

# 原子力規制の形骸化が進む中で 柏崎刈羽原発で起きている3つの事例

---

- 1 6号機起動（1/21）から 営業運転開始（4/16）までに発生した  
トラブルの軽視
- 2 3年前の3号機高経年化審査申請の不備が 同心円で繰り返された6号  
機長期施設管理計画審査申請の不備
- 3 核物質防護規定違反の追加検査期間も含めて昨年2月まで続いた  
核物質防護管理職社員 の核物質防護違反

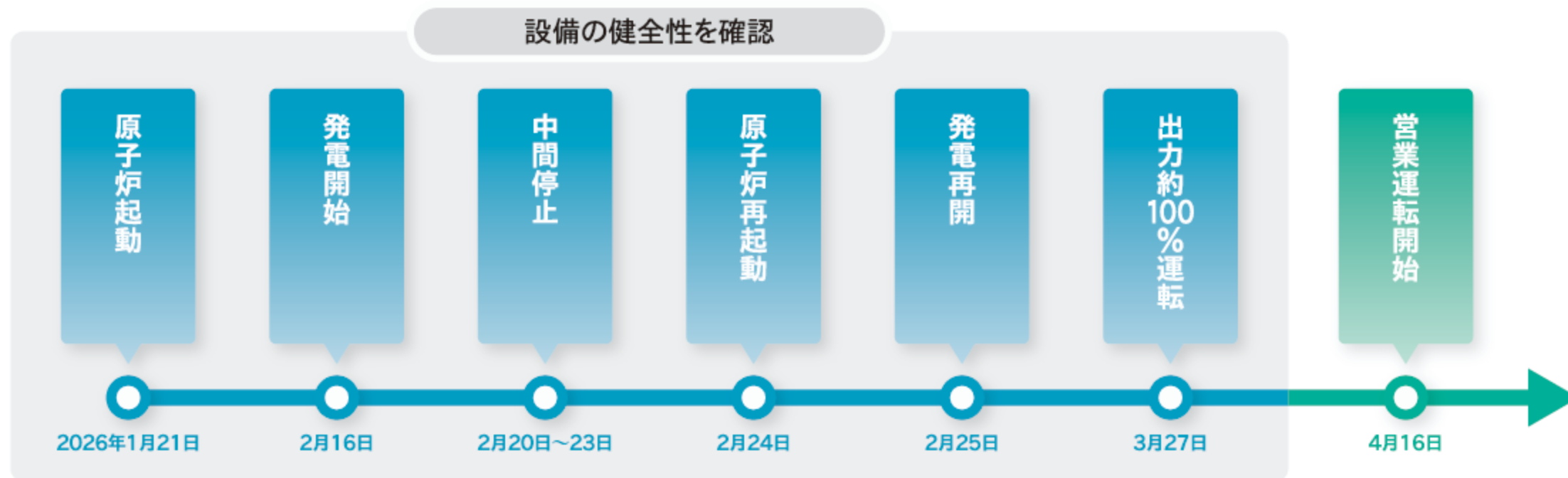
# 1 6号機起動（1/21）から 営業運転開始（4/16）までに発生したトラブルの軽視



- ・ 規制委員会の対応： 「よくある初期トラブル 安全性に問題はない」
- ・ 東電の対応： 「安全上の問題はない」

- ・ 東電の県民への情報提供： トラブルを隠ぺい

## 6号機の営業運転までの工程について



< 「東京電力通信第32号」 2026年4月発行 >

- ・ 規制委員会の「安全性に問題はない」の根拠・・・規制検査制度  
規制検査官による日常の検査
  - 軽微なものと判断→ 事業者サイドの対応
  - 検査指摘事項と判断→安全重要度の判定→追加検査

## これでいいのか？

- ・ 原発で起きているトラブルは安全性の亀裂
- ・ その亀裂に潜んでいる要因を探り、規制に盛り込んでいくことが規制当局の重要な任務ではないか
- ・ 現状は、規制が本来の任務を果たせる体制になっているか？  
リソースは十分か？



理念と実体の乖離が進行し続けている  
原子力政策が加速化させている

## 原子力規制検査制度の鍵となる要素に係る取組状況の検証 (中間報告)

2026年4月22日規制委員会資料

\*原子力規制検査制度の運用開始後5年が経過したことを踏まえ、制度の鍵となる7つの要素について、導入時に目指した姿と現在の原子力規制庁職員の認識に差異があるかどうかという点に関し、原子力検査官をはじめとした検査グループ所属職員全体で行った議論の報告から抜粋

- ・「リスク情報」を「確率論的リスク評価（以下「PRA」）の数値」と捉えている検査官と、PRAの数値だけではなく、不適合情報、状態報告書(CR)、重要度分類指針等の定性的情報も含まれる、と捉えている検査官がおり、「リスク情報」を検査に活用する上で、検査官の認識差が生じている。
- ・長期停止炉、廃止措置炉、核燃料施設等は、現在のPRA評価手法が直接的には適用できないため、定量的なリスク評価に利用することが困難である。
- ・近年の検査官リソースの減少に対し、施設の種類や状態等のリスク情報を活用した検査官リソース分配をするべきでないか。
- ・検査官が、事業者の活動にルール違反を見つけた場合でも、結果として安全性に影響が生じていなければ不問として良いと安易に考えてしまう風潮があるのではないか。
- ・現場の活動から潜在的な問題を見抜く高度な専門性が必要であり、検査官個人の力量に大きく依存する。
- ・原子力規制検査制度を導入して間もない頃は、本庁管理層と現場で検査を担当する検査官の間で、検査指摘事項が「軽微」か「緑」かの判断で差異が大きかった。制度導入から5年以上経過した現在は、対話を通して認識差が改善されてきているのではないか。

## 2 3年前の3号機高経年化審査申請の不備が同心円で繰り返された 6号機長期施設管理計画審査申請の不備

- 3年前の3号機「高経年化審査申請」の不備  
2022年8月に提出した「高経年化技術評価書」（2023年8月11日が運転開始30年目）に  
・ 解析ミス1カ所 ・ 設備情報転記ミス18カ所 ・ 修正すべき設備情報131カ所 があった  
修正すべき設備情報131カ所：設備情報を得ることができない状況について広く共有・議論・判断が行われず、先行の2号炉の設備情報を参照し、評価書を作成した  
\*実態は「流用 改ざん」であるが、東電は「参照」と言い続けている  
3号機の情報が見られないことについて、コミュニケーション不足があった（次ページ参照）
- 今年11月7日に運転開始30年目となる6号機について、東電は昨年12月24日に「長期施設管理計画審査申請書」を提出（本来昨年11月6日までに提出すべきであったが、東電は1か月半も遅れた）  
\*2023年に制度改正となり、「高経年化技術評価審査」は「長期施設管理計画審査」となった  
今年2月17日に申請書類に90カ所の間違いがあったと公表

こんな間違いも・・・

— 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 東京電力ホールディングス株式会社
住 所 新潟県柏崎市青山町16番地46
代表者の氏名 執行役員 柏崎刈羽原子力発電所長 稲垣 武之

初めての申請でありながら、担当者は部署内で相談することはなかった  
本社でマニュアルを作成するときに話し合いが欠けていた

\* 「高経年化技術評価審査会合（2023年4月25日）  
東京電力資料「ご指摘事項への回答」

- 3号炉の評価であれば、3号炉の情報を用いることが基本。
- 一方で、3号炉の情報を得ることができないという状況に対して、所内関係者において広く共有・議論・判断されないまま、2号炉の情報を参照し評価書を作成してしまったことが反省事項。
- 先行号炉の申請時と同様に詳細な情報を評価書に記載するのではなく、まずは、高経年化技術評価はそもそも何を評価するものなのか、施設管理や高経年化技術評価に必要な情報はなにか、といった視点や角度で対応すべきであった。
- 本日まで説明の根本に立ち返った原因の分析を踏まえ、是正処置を適確に実施し、再発を防止。

## 審査に係る事業者の不備、不正への規制当局の対応

- ・ **2017年** 柏崎刈羽原発6, 7号機の新規制基準審査で2014年には把握していた免震重要棟の耐震不足を隠ぺいしていた（東電が申し出た）・・・審査申請書類の再提出を求めた
- ・ **2023年** // 3号機の高経年化審査申請書類不備・・・速やかな補正申請と4号機申請に向けて、原因分析と活動内容の分析を求めた
- ・ **2026年** // 6号機の長期施設管理計画審査申請書類不備・・・原因と対策の報告、補正書の提出を求めた
- ・ **2026年** 浜岡原発の基準地震動のねつ造・・・報告徴収命令、審査・検査等の中断 規制検査実施、他電力会社への注意喚起

## 審査への規制当局の対応

- ・ 審査 = 事業者の申請内容のチェック（プロセスチェック）
- ・ 合格に向けて、不足・不備を繰り返し指摘して修正させる（不合格は基本的にない追試型審査）

## 審査に関する規制当局の問題

- ・ 審査への事業者の姿勢に対する規制が欠けている（審査ガイドに該当項目がない）
- ・ 東京電力の事例から、性善説による審査の限界は明らかであり、限界を補強する手立てを検討・構築してこなかった
- ・ 審査の信頼性が著しく低下している

### 3 核物質防護規定違反の追加検査期間も含めて昨年2月まで続いた核物質防護管理職社員の核物質防護違反

#### 概要



核物質防護重大2事案に対する追加検査期間（2021年4月～2023年12月27日）での不正

年月	勤務地	役職	不正の内容
2020/11. 12月頃	本社	核セキュリティ部門一般職 秘密情報取扱者	情報保護区域から文書Aを持ち出しコピー、自席に保管 鍵は無施錠の引き出しに保管
2021/4/1	KKに異動	情報管理責任者	コピー文書Aを持ち出して、自宅→転勤先住居→コンビニ等、持ち歩いた
2023/6/23	KK	核物質防護管理者（副）	
2023/11/22	KK	//	情報保護区域から文書Bを持ち出し、スキャンデータを作成、セキュリティ管理部の共用フォルダと会社貸与のPCの個人フォルダに保存
2024/3月頃	KK	セキュリティ部門管理職	KKの情報保護区域から文書Aを持ち出しコピー 自席に保管 鍵は無施錠の引き出しに保管 本社でコピーした文書Aをシュレッダー処理した
2024/7/1	本社に異動	情報管理責任者	個人フォルダに保存していた文書Bのデータを本社使用のパソコンの各個人フォルダに保存
2025/2/10	本社		文書A別添え資料特定ページをスマホで撮影 内容の一部をメール本文に転記して社内関係者16人に送信

# 何が問題か

- ・核物質防護重大違反2件（IDカード不正使用・侵入検知設備一部機能喪失放置）の追加検査期間も含めて、長期にわたり・・・
- ・核物質防護部門の責任者が・・・
- ・秘密文書の不正取り扱いを繰り返していた

## 規制庁の認識

現在、追加検査（40h/人）を実施している

- ・「核物質防護情報の適切管理」という規制要求を満足することに失敗（守れなかった）  
+ 当該社員の故意によるものであり、適正な核物質防護業務管理を実施していれば回避できた → 「検査指摘事項」に該当する

→ 「安全重要度評価ガイド」に従って重要度を評価



→ 「規制対応措置に関するガイド」に従って深刻度を評価

- ・実質的な影響があったか
- ・規制活動に影響を与えたか
- ・意図的な不正行為があったか

↓  
深刻度レベル SLⅢ

安全確保の機能・性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準

安全上、防護上一定の影響をもたらした、またはその可能性があった

規制検査などの規制活動に影響するものではない

## 東電の認識

- ・ 根本原因：
  - ルール順守の意識が薄かった
  - 核物質防護秘密を一人で情報保護区域から持ち出すことが可能だった
  - 秘密情報を業務で使用しづらい執務環境
  - 発生当初は核セキュリティ部門の要員が不足
- ・ 対策：
  - 2人ルール
  - 監視カメラ映像の定期的確認
  - 情報保護区域への持ち込み物品の相互確認
  - 情報保護区域の執務環境改善
  - 情報管理責任者研修の実施

規制庁、東電ともに、2年半以上にわたって実施され、2023年12月末に終了した追加検査（核燃料移動禁止措置と適格性の再確認を伴っていた）について、一切言及していない



追加検査のなかで、規制庁も東電も追加検査中の違反行為に関する検証を実施すべきだ

規制庁も東電も、追加検査中の違反を把握できなかった